

近代国家の成立

明治政府は列強を範にとった政策を推し進めた。藩を廃し、身分制を解体したほか、財政・軍事・産業・教育をはじめとする改革をおこない、議会と憲法をもつ国家となった。なぜ、日本はそのような国家を目指したのだろうか。また、それは国際関係や地域社会にどのような変化をもたらしたのだろうか。

5

1 明治維新と富国強兵

Q▶ 明治新政府が廃藩置県を断行したのは、どのような理由があったのだろうか。

① 版とは版図で各藩の領地、籍とは戸籍で領民を指す。したがって、版籍奉還とは、藩主が領地・領民を天皇に返還し、新政府が全国の支配権を形式上その手におさめたことをいう。

② 初め1使(開拓使)・3府(東京府・大阪府・京都府)・302県となったが、同年末には1使3府72県に整理され、そののちの統廃合を経て、1888(明治21)年に1道3府43県となった。

廃藩置県

戊辰戦争と並行して、新政府は、没収した旧幕府領のうち、要地を府、そのほかを県としたが、諸藩では各大名が統治する体制が従来のまま存続していた。政治的統一を目指す新政府は、残された諸藩も徐々に直接統治に組み込む方針を立て、1869(明治2)年1月、木戸孝允・大久保利通らが画策して、薩摩・長州・土佐・肥前の4藩主に朝廷への版籍奉還①を出願させると、多くの藩がこれになった。新政府は6月に、これら以外の全藩主にも版籍奉還を命じる一方、旧大名には石高にかえて年貢収入の10分の1に当たる家禄を与え、旧領地の知藩事(地方長官)に任命して、藩政に当たらせることにした。

こうして藩主の家禄と藩財政とは分離されたが、旧大名は実質的に温存され、徴税と軍事の両権はこれまで通り各藩に属していた。こうした中、新政府は限られた直轄地(府・県)からの年貢徴収をきびしくおこなったため、新政府に対する一揆が各地で続発し、また、諸藩でも江戸時代とかわらない徴税に民衆の不満が高まった。

さらに、奇兵隊をはじめとする長州藩諸隊の旧隊士たちの一部は、藩の軍事力再編成に反対し、武力で鎮圧された。

新政府は藩制度の全廃を決意し、1871(明治4)年、まず薩摩・長州・土佐の3藩から御親兵をつのって軍事力を固めたうえで、7月に廃藩置県を断行した。すべての藩は廃止されて府県となり②、知藩事は罷免されて東京居住を命じられ、かわって中央政府が派遣する府知事・県令が地方行政に当たることとなり、ここに国内の政治的統一が完成

① 国民皆兵制にもとづく近代
的軍隊の創設は、長州藩出
身の太田益次郎が構想し、大
村の暗殺後は、長州藩の奇兵
隊の指揮官であった山県有朋
が引き継いで実現した。徴兵
令では、戸主とその跡継ぎや
官吏・学生のほか、とくに代
人料270円をおさめるものに
は兵役免除を認めていたので、
実際に兵役についたのはほと
んどが農村の二男以下であっ
た。

② 明治初期の人口構成は1873
(明治6)年時点で、皇族31人、
華族2829人、士族154万8568人、
卒(足輕などの下級武士を一
時こう呼んだ)34万3881人、
平民3110万6514人(全人口の
93.4%)、その他(僧侶・神職
など)29万8852人、合計3330
万675人であった(『日本全国
戸籍表 明治6年』による)。

Q▶ 秩禄処分は士族にどの
ような影響を与えたのだろ
うか。

③ 禄の少ない者ほど、禄の割
に多額で利率が高い公債証書
を受けとったが、それでも
1876(明治9)年の公債の額は、
華族が1人平均6万円余りであ
ったのに対し、士族は1人
平均500円ほどであった。

近代的な軍隊の創設を目指す政府は、1872(明治5)年の徴兵告諭
にもとづき、翌年1月に国民皆兵を原則とする徴兵令を公布した。こ
れにより、士族・平民の別なく、満20歳に達した男性から選抜して3
年間の兵役に服させる統一的な兵制が立てられた①。

同じ頃、警察制度も創設された。1873(明治6)年に新設された内務
省は、殖産興業や地方行政などに当たったほか、全国の警察組織
を統轄した。翌1874(明治7)年には首都東京に警視庁が設置された。

四民平等

国内統一と並行して、封建的身分制度の撤廃も進めら
れた。版籍奉還によって藩主と藩士の主従関係が解消
され、藩主を公家とともに華族、藩士や旧幕臣を士族とした。同時に
「農工商」の百姓・町人は平民となり、苗字(名字)が許され、華・
士族との結婚や、移住・職業選択の自由も認められて、いわゆる四民
平等の世になった。また1871(明治4)年には、いわゆる「解放令」を
布告し、旧来のえた・非人などの称をやめて、制度のうえでは平民同
様とした。しかし、それにみあう十分な施策はおこなわれなかったた
め、結婚や就職などでの社会的差別は続いた。また、従来は彼らに許
されていた特定の職種の営業独占権がなくなり、逆に兵役・教育の義
務が加わったので、これらの人々の生活はかえって苦しくなった。

1872(明治5)年には、華族・士族・平民という新たな区分にもとづ
く統一的な戸籍編成②がおこなわれた(壬申戸籍)。これらの身分制の
改革によって、男女の差別はあったものの、同じ権利や義務をもつ国
民が形成されていった。

しかし、政府は華族・士族に対して、額を減らしたが依然として家
禄を支給し、王政復古の功労者には賞典禄を与えていた。この家禄
と賞典禄をあわせて秩禄というが、その支出は国の総支出の約30%を
占めて大きな負担となった。政府は1873(明治6)年に希望者に対して
秩禄の支給をとめるかわりに一時金を支給する秩禄奉還の法を定め、
さらに1876(明治9)年にはすべての受給者に年間支給額の5~14年分
の額の金禄公債証書を与えて、秩禄を全廃した(秩禄処分)。ここに、
同年の廃刀令とあわせて、士族がもつ特権は奪われた。

小禄の士族が受けとった公債の額はわずかであったため③、官吏・

巡査・教員などに転身できなかった多くの士族は生活に困り、公債を元手に慣れない商売に手を出し、失敗して没落した士族も多かった(「士族の商法」)。このような士族に対して、政府は事業資金の貸付や、北海道開拓事業など**士族授産**の道を講じたが、成功した例は少なかった。

地租改正

近代化政策を進めるうえで、財政の安定は重要な課題であった。政府の主要な財源は、旧幕府時代のまま受け継いだ年貢で、もとの藩によって税額が異なり、米の作柄によって年々変動した。また、政府は廃藩に当たって諸藩の債務を引き継いだため財政は苦しく、**④**、廃藩を機会に債務の一部を切り捨てる一方、財源の安定を目指して、土地制度・税制の改革をおこなう必要があった。

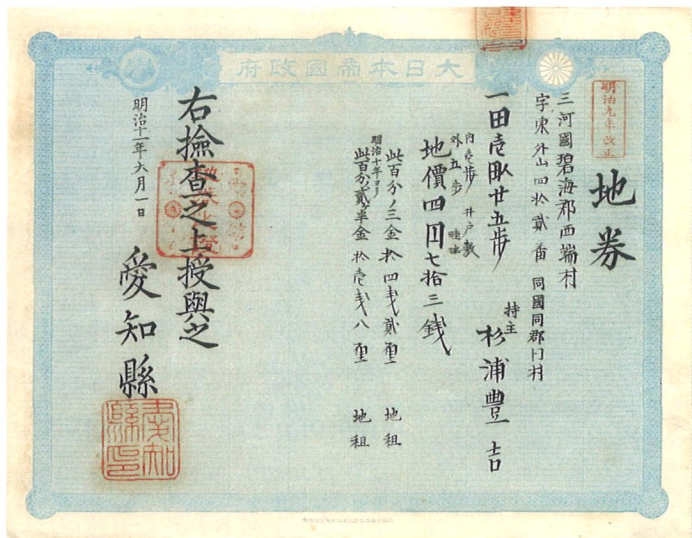
その第一歩として、1871(明治4)年に田畑勝手作りを許可し、翌年には田畑永代売買の禁止令を解き、**地券**を発行して土地の所有権をはっきり認めた。地券は原則として従来の年貢負担者(地主・自作農)に交付され、幕府や大名などが年貢を受けとる権利は否定された。この地券制度をもとに、1873(明治6)年7月に**地租改正条例**を公布して地租改正に着手し、1881(明治14)年までにほぼ完了した。地租改正の要点は、(1)課税の基準を、不安定な収穫高から一定した地価に変更し、(2)物納を金納に改めて税率を地価の3%とし、(3)地券所有者を納税者とするのであった。

こうして、地租が全国同一の基準で豊凶にかかわらず一律に貨幣で徴収され、近代的な租税の形式が整って、政府財政の基礎はいったん固まった。また、地主・自作農の土地所有権が確立し、地租金納が始まると農村への商品経済の浸透が進んだ。一方で、地租改正は従来の年貢による収入を減らさない方針で進められたため、農民は負担の軽減を求めて各地で**地**

Q▶ 地租改正は、政府と国民に何をもたらしたのだろうか。

④ 新政府は成立当初、財源に乏しく、京都の三井・小野組、大阪の鴻池などの商人から300万両の御用金を徴発するとともに、太政官札・民部省札などの不換紙幣を発行した(→p.241写真)。

地券 土地所有者に交付したもので、土地の売買・譲渡の場合は、その事実を裏面に記し、地券の移転によって土地所有権の移転の証とした。





富岡製糸場の内部 富岡製糸場は、1871(明治4)年に建設に着手し、翌年から開業した。工女の多くは各地から応募した士族の子女で、「富岡工女」の名で知られた。機械類はフランスから輸入し、煉瓦を用いた洋風建築の建物は現存している。

(国立国会図書館蔵)



詳しく
みてみよう!

富岡製糸場

Q▶ 殖産興業を進めるうえで、諸外国からどのような援助を得たのだろうか。

租改正反対の一揆をおこし、1877(明治10)年には地租の税率が2.5%に引き下げられた。また、農民が共同で利用していた山林・原野などの入会地のうち、その所有権を立証できないものは官有地に編入され、これへの不満も一揆の一因となった。

殖産興業

政府は富国強兵を目指して殖産興業に力を注いだ。

まず関所や宿駅・助郷制度の撤廃、株仲間などの独占の廃止、身分にまつわる制約の除去など、封建的諸制度の撤廃につ

とめ、土地所有権を確定して自由な経済活動の前提を整えた。ついで、外国人教師(いわゆるお雇い外国人)の指導のもとに近代産業を政府みずから経営して、その育成をはかった。

1870(明治3)年に設置された工部省が中心となって、1872(明治5)年に新橋・横浜間、ついで神戸・大阪・京都間に鉄道を敷設し、開港場と大都市を結びつけた。また、旧幕府の経営していた佐渡・生野などの鉱山や長崎造船所、旧藩営の高島・三池などの炭鉱や兵庫造船所を接収し、官営事業として経営した。軍備の近代化を担う工場として、東京と大阪に砲兵工廠を開き、旧幕府が設けた横須賀造船所の拡充に力を入れた。

通信では、1871(明治4)年に前島密の建議により、飛脚にかわる官営の郵便制度が発足し、まもなく全国均一料金制をとった。また

1869(明治2)年に東京・横浜間にはじめて架設された電信線は、5年後には長崎と北海道までのばされ、長崎・上海間の海底電線を通じて欧米と接続された。海運では、近海・沿岸の海運を国内企業に掌握

① 日本は1877(明治10)年に万国郵便連合条約に加盟し、電話は同年に日本に輸入された。



太政官札



民部省札



20円金貨



貿易銀



新紙幣 (明治通宝札)

明治初年の貨幣 太政官札の裏面には「通用13年限り」と刷られていた。新紙幣はドイツで印刷された不換紙幣で太政官札や旧藩札と交換するため1872(明治5)年に発行された。銀貨は外国貿易にのみ用いる定めであったが、1878(明治11)年に国内での流通が認められた。金貨は輸出や退職によりほとんど流通せず、銀貨は紙幣より価値が高く、その交換比率はときの相場によった。

(日本銀行金融研究所貨幣博物館蔵)

させ、また有事の際に軍事輸送をおこなわせるため、土佐藩出身の岩崎弥太郎が経営する三菱(郵便汽船三菱会社)に手厚い保護を与えた。

一方、政府は民間工業を近代化して貿易赤字を解消しようと、輸出

の中心となっていた生糸の生産拡大に力を入れ、1872(明治5)年に群馬県に官営模範工場として富岡製糸場を設け、フランスの先進技術の導入・普及と工女の養成をはかった。

1873(明治6)年に設立された内務省も殖産興業に大きな役割を果たし、製糸・紡績などの官営模範工場を経営したのをはじめ、人力車や荷車、さらには馬車などの交通の便をはかるため、道路の改修を奨励した。農業・牧畜については、駒場農学校や三田育種場を開

設して西洋式技術の導入をはかった。政府は北方を開発するため、1869(明治2)年に蝦夷地を北海道と改称して開拓使をおき、アメリカ式の大農場制度・畜産技術の移植をはかり、クラークをまねいて1876(明治9)年に札幌農学校を開校した。

また、1874(明治7)年には士族授産の意味もあって屯田兵制度を設け、開拓とあわせて北のロシアに対する備えとした。

貨幣制度では、1871(明治4)年に金本位制をたてまえる新貨条例を定め、十進法を採用し、円・銭・厘を単位に新硬貨をつくった。しかし、実際には開港場での貿易では銀貨が、国内では紙幣が主として用いられた。

殖産興業政策が進められる過程で、三井・岩崎(三菱)などの民間の事業家は、政府から特権を与えられ、金融・貿易・海運などの分野で独占的な利益を上げ、政商と呼ばれた。

② 1877(明治10)年に、内務省に事務局において上野で第1回内国勸業博覧会が開かれた。

③ 開拓使は太政官直属の役所で、当初は本庁を東京におき、1871(明治4)年には札幌に移した。1882(明治15)年に開拓事業を終了し、開拓使を廃して函館・札幌・根室の3県をおき、1886(明治19)年に3県を廃して北海道庁を設けた。

④ 開発の陰で、アイヌは伝統的な生活・風俗・習慣・信仰を失っていった。政府は1899(明治32)年に北海道旧土人保護法を制定したが、アイヌの生活や文化の破壊をくいとめるものにはならなかった。この法律は、1997(平成9)年にアイヌ文化振興法が制定されて廃止された。さらに2019(令和元)年には、アイヌを先住民族と明記したアイヌ施策推進法が施行された。

①明治初期には、イギリスやアメリカ系の自由主義・功利主義が新思想として受け入れられ、ミルやスペンサーらの著書がよく読まれて、当時の近代思想の主流となった。ついで、ダーウィンの生物進化論が紹介された。フランスに留学した土佐出身の中江 兆民は、ルソーの『社会契約論』の一部を漢訳した『民約訳解』を刊行するなど、自由民権運動の理論的指導者として活躍した。また、ドイツからは国家主義的な政治思想が導入された。

②万人には生まれながらに人間としての権利(自然権)が備わっているという考えで、これがのちの自由民権運動(→p.246)の指導理論の1つとなった。

Q▶ 学制の目的は何だろうか。

③学制は全国を8大学区にわけ、各大学区に大学校1・中学校32、各中学区に小学校210を設ける規定であった。この規定では全国の小学校は5万3760校となり、当時の人口で約600人に1小学校の割合であった。しかし、この計画はあまりにも画一的で、現実とかけ離れて当時の国民生活にあわなかったため、1879(明治12)年の教育令によって改められた。

④1872(明治5)年に東京にはじめて女学校ができ、ついで女子師範学校が設けられた。

文明開化

富国強兵を目指す政府は、西洋文明の摂取による近代化の推進をはかり、率先して西洋の産業技術や社会制度から学問・思想や生活様式に至るまでを取り入れようとした。これにともない、明治初期の国民生活において、文明開化と呼ばれる新しい風潮が生じて、ジャーナリズムなどを通して大都市を中心に広まり、部分的には庶民の風俗・習慣にも浸透した。

思想界では、それまでの考え方や古い習慣が時代遅れとして排斥され、かわって自由主義・個人主義などの西洋近代思想が流行し、**天賦人権**の思想がとねえられた。福沢諭吉の『西洋事情』『学問のすゝめ』『文明論之概略』、**中村正直**訳のスマイルズの『西国立志編』やミルの『自由の理』などが新思想の啓蒙書としてさかんに読まれ、国民の考え方を転換させるうえで大きな働きをした。

教育の面では、1871(明治4)年の**文部省**の新設に続いて、翌72(明治5)年に、フランスの学校制度にならった**統一的な学制**が公布された。政府は、国民各自が身を立て、智を開き、産をつくるための学問という功利主義的な教育観をとなえて、小学校教育の普及に力を入れ、男女に等しく学ばせる国民皆学教育の建設を目指した。専門教育では、1877(明治10)年に旧幕府の開成所・医学所を起源とする諸校を統合して**東京大学**を設立し、多くの外国人教師をまねいた。教員育成のための**師範学校**のほか、女子教育・産業教育についてもそれぞれ専門の学校を設けた。

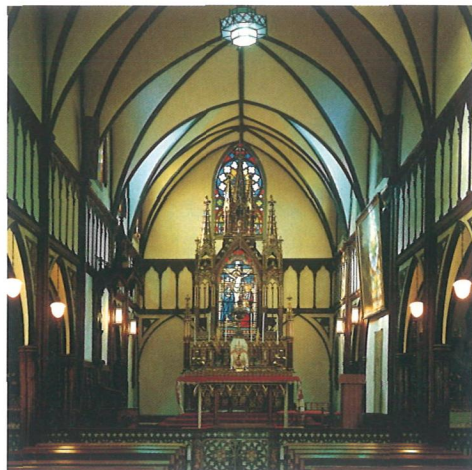
学事奨励に関する太政官布告 被仰出書

人々自ラ其身ヲ立テ、其産ヲ治メ、其業ヲ昌ニシテ、以テ其生ヲ遂ル所以ノモノハ、他ナシ、身ヲ修メ智ヲ開キ才ヲ芸ヲ長ズルハ学ニアラザレバ能ハズ。是レ学校ノ設アル所以ニシテ、……人能ク其才ノアル所ニ応ジ勉勵シテ之ニ従事シ、而シテ後初テ生ヲ治メ産ヲ興シ業ヲ昌ニスルヲ得ベシ。サレバ学問ハ身ヲ立ルノ財本共云ベキ者ニシテ人タルモノ誰カ学バズシテ可ナランヤ。……自今以後、一般ノ人民華士族卒農工商及婦女子必ズ邑ニ不学ノ戸ナク、家ニ不学ノ人ナカラシメン事ヲ期ス。人ノ父兄タル者宜シク此意ヲ体認シ、其愛育ノ情ヲ厚クシ、其子弟ヲシテ必ズ学ニ従事セシメザルベカラザルモノナリ。……至テ学ナク小学ニ従事セシメザルモノハ、幼童ノ子弟ハ男女ノ別ナク小学ニ従事セシメザルモノハ、其父兄ノ越度タルベキ事

(法令全書)

①学制の教育理念を示した太政官布告で、学制の前文になっている。

このように、教育制度の整備は主として政府の力で進められたが、福沢諭吉の^{けいおうぎじゅく}慶応義塾(1868年)、新島^{にいじま}襄の^{どうししゃ}同志社(1875年)などの私学も創設され、特色ある学風を発揮した。



大浦天主堂内部(長崎県)

明治維新の変革は、宗教界にも大きな変動を引き起こした。1868(明治元)年、政府は祭政一致^{さいせいいつち}を掲げて神祇官を再興し、国学者や神道家を登用した。1870(明治3)年には^{だいきょうせん}大教宣布の^{みことのり}詔^{みことのり}を発し、神道を中心とした国民教化を目指した。またこの間に、それまでの^{しんぶつしゅうごう}神仏習合を禁じる^{はいぶつ}神仏分離令^{しんぶつ}が出され、これをきっかけに、寺院などを破壊する^{はいぶつ}廃仏毀釈^{はいぶつ}が各地でおこった。

キリスト教に対して、新政府は旧幕府同様の禁教政策を継続し、長崎の浦上や五島列島のキリシタンが迫害を受けた⁵。しかし、列国の強い抗議を受けたこともあり、1873(明治6)年にキリスト教禁止の高札が撤廃され、キリスト教は黙認された。これを機会に、幕末から教育や医療などの事業をおこなっていた新旧各派の^{せんきやうし}宣教師は、日本人に対する布教活動を積極的に開始した。またこれに対応して、政府は批判の強かった神道を中心とする国民教化から、神道と仏教の双方による教化へと方針を転換していった。

幕末以来、幕府の手で外国新聞の翻訳がおこなわれていたが、明治時代になっても、旧幕臣がこれを続けており、さらに活版印刷技術の発達に助けられて⁶、東京を中心に各種の^{にっかん}日刊新聞や雑誌がつぎつぎと創刊された。これらの新聞・雑誌では、報道のほか政治問題の評論をおこない、新しい言論活動が始まった。新聞・雑誌のほか以前からの^{にしきえ}錦絵もさかんに発行された。さらに学術書・啓蒙書の出版も盛んになった。森有礼^{ありのり}・福沢諭吉^{ふくざんきち}・西周^{にしあまね}・加藤弘之^{かとうひろゆき}・西村茂樹^{しむらしげき}らの洋学者が、1873(明治6)年に^{めいろくしや}明六社^{めいろくしや}を組織して、翌年から『明六雑誌』を発行し、演説会を開いて封建思想の排除と近代思想の普及につとめた。

1872(明治5)年12月には、西洋諸国の例にならって暦法を改め、旧暦(太陰太陽暦)を廃して太陽暦を採用し、1日を24時間とし、のちには日曜を休日とした⁷。また、天皇と関わる祝祭日が制定されるなど⁸

⁵ 浦上のキリシタンは、1865(慶応元)年、大浦天主堂の落成を機にここを訪ねたフランス人宣教師に信仰を告白して明るみに出た。明治時代になると、新政府は浦上の信徒を捕らえ、各藩に配流した(浦上教徒弾圧事件)。

⁶ 活版印刷の発達は、1869(明治2)年に本木昌造が鉛製活字の量産技術の導入に成功してからである。

Q 太陽暦の採用は、人々にどのような影響を与えたのだろうか。

⁷ 旧暦による明治5年12月3日を、太陽暦による明治6年1月1日とした。

⁸ 『日本書紀』(→p.50)が伝える神武天皇即位の日(正月朔日)を太陽暦に換算して紀元節(2月11日)とし、明治天皇の誕生日である11月3日を天長節と定め、祝日とした。



明治10年代の銀座の風景 国家的プロジェクトとして建設された2階建ての煉瓦造建物と舗道、歩道のそばに立つガス灯、街路を走る鉄道馬車・人力車などが目新しい。行き交う人々の服装も洋服が目立つ。(マスプロ美術館蔵、愛知県)

長いあいだの行事や慣習が改められた。

文明開化の風潮は、東京など都会の世相によく表れた。洋服の着用が官吏や巡査からしだいに民間に広まり、ざんぎり頭が文明開化の象徴とみられた。東京の銀座通りには煉瓦造の建物が並び、ガス灯・鉄道馬車などが東京の名物となり、牛鍋が流行した。

5

農村の生活は変化が遅かったが、近代化の波は交通の発達や新聞の普及などで、しだいに地方にもおよんでいった。一方で、古い芸術品や芸能などが軽視されがちになり、貴重な文化遺産が失われることも少なくなかった。

Q▶ 岩倉使節団には、どのような成果があったのだろうか。

① 安政の五カ国条約は1872(明治5)年から改正交渉ができるようになっていた。一行は岩倉大使、木戸孝允・大久保利通・伊藤博文・山口尚芳の各副使以下約50人におよぶ大規模なもので、ほかに留学生など約60人が加わっていた。留学生の中には津田梅子・山川捨松ら5人の若い女性も含まれていた。

② 日本が外国と結んだ最初の対等条約であるが、日本はこれに不満で、1873(明治6)年によりやく批准した。

明治初期の対外関係

外交問題では、幕府から引き継いだ不平等

10

条約の改正が大きな課題であった。1871

(明治4)年末、右大臣岩倉具視を大使とする使節団(岩倉使節団)がアメリカ・ヨーロッパに派遣され①、まずアメリカと交渉したが目的を達することはできず、欧米近代国家の政治や産業の発展状況を細かく視察して帰国した。1876(明治9)年から外務卿の寺島宗則が、アメリカと交渉して関税自主権回復の交渉にほぼ成功したが、イギリス・ドイツなどの反対で無効となった。

15

近隣諸国に対しては、まず1871(明治4)年、清に使節を派遣して日清修好条規②を結び、相互に開港して領事裁判権を認めあうことなどを定めた。

20

琉球王国は、江戸時代以来、事実上薩摩藩に支配されながら、名

読みといて みよう

中央の岩倉具視とその
周りにいる副使の服装
の違いに注目して、こ
の使節団のあり方を話
し合ってみよう。



岩倉使節団 1871(明
治4)年11月12日に
横浜を出港し、73(明
治6)年に帰国した。
写真はサンフランシ
スコで撮影したもの。
写真の右から、大久
保利通・伊藤博文・
岩倉具視・山口尚
芳・木戸孝允である。
(山口県文書館蔵)

目上は清を宗主国にするという複雑な両属関係にあった。政府はこ
れを日本領とする方針をとって、1872(明治5)年に琉球藩を
政府直属とし、琉球国王の尚泰を藩王とした。

1871年に台湾で琉球漂流民殺害事件が発生した。この際、清が現
地住民の殺傷行為に責任を負わないとしたため、軍人や士族の強硬論
におされた政府は、1874(明治7)年に台湾に出兵した(台湾出兵)。こ
れに対して清は、イギリスの調停もあり、日本の出兵を正当な行動と
認め、事実上の賠償金を支払った。まもなく、政府は琉球に清との
関係断絶を命じたが、琉球の宗主権を主張する清は強く抗議した。し
かし政府は、1879(明治12)年には琉球藩を廃止して沖縄県を設置し、
尚泰は東京に移されて琉球王国は消滅した(琉球処分)。

明治政府は発足とともに朝鮮に国交樹立を求めた。しかし清を宗主
国とし、当時、鎖国政策をとっていた朝鮮は、日本の交渉態度を不満
として正式の交渉には応じなかった。1873(明治6)年、留守政府首脳
の西郷隆盛・板垣退助らは征韓論をとねたが、帰国した大久保利通
らの強い反対にあって挫折した。そののち1875(明治8)年の江華島
事件を機に日本は朝鮮にせまり、翌1876(明治9)年に日朝修好条
規(江華条約)を結び、朝鮮を開国させた。

また、幕末以来ロシアとのあいだで懸案となっていた樺太(サハリ
ン)の帰属については、日本は北海道の開拓で手いっぱいであったため、
1875(明治8)年、樺太・千島交換条約を結んで、樺太にもっていたい

③ 沖縄県では、土地制度・租
税制度・地方制度などで旧制
度が温存され、衆議院議員選
挙が実施されたのも1912(大
正元)年からであった。本土
との経済的格差は大きく、県
民所得も全般的に低かったの
で、本土への出稼ぎや海外移
住で流出した人口も少なくな
かった。

④ 留守政府は、西郷隆盛を朝
鮮に派遣して開国をせまり、
朝鮮政府が拒否した場合には
武力行使をも辞さないという
強硬策を、いったんは決定し
た。しかし、岩倉使節団に参
加して帰国した大久保利通・
木戸孝允らは、内治の整備が
優先であるとして反対した。
論争は大久保らの勝利に帰し、
西郷ら征韓派は下野した。

⑤ 日本の軍艦雲揚が首都漢
城近くの江華島で朝鮮側を
挑発して戦闘に発展した事件。

⑥ 日朝修好条規は、朝鮮を独
立国として承認したうえで、
釜山ほか2港(仁川・元山)を
開かせ、日本の領事裁判権や
関税免除を認めさせるなどの
不平等条約であった。

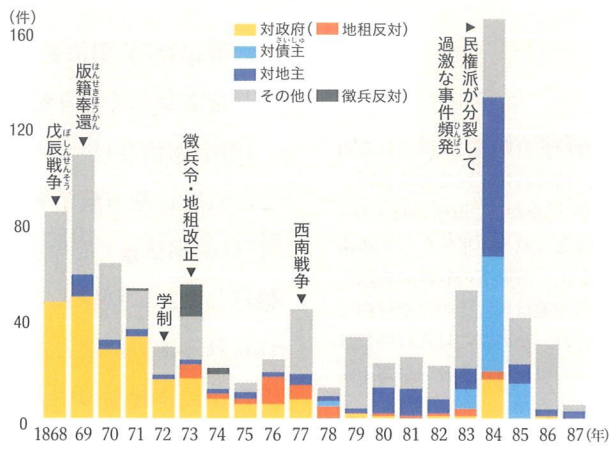
けいしんとう しんふうれん
敬神党(神風連)が反乱をおこし、熊本鎮台

を襲った。これに呼応して、福岡県の不平士族による秋月の乱、山口県で前参議前原一誠がおこした萩の乱など、士族の武装蜂起があいついでおこったが、反乱はいずれも政府によって鎮圧された。

また1873(明治6)年には、徴兵制度や学制にもとづく小学校の設置による負担の増加をきらって、多くの農民が一揆をおこ

し(血税一揆)、さらに1876(明治9)年になると、低米価のもとで過去の高米価も含めて平均した地価を基準に地租を定めることに反発する大規模な一揆が発生した(地租改正反対一揆)②。

各地でおきた政府への反抗が鎮圧される中、地租の軽減で農民の不満がいくぶん緩和された1877(明治10)年には、下野・帰郷していた西郷隆盛を首領として、私学校生らの鹿児島士族を中心とした最大規模の士族反乱が発生した。九州各地の不平士族がこれに呼応したが、政府は約半年を費やしてすべて鎮圧した(西南戦争)。これを最後に、不平士族による反乱はおさまった。



明治前期の農民騒擾の発生件数(青木虹二『明治農民騒擾の年次の研究』より作成)

② まず茨城県で、ついで三重・愛知・岐阜・堺の4県にわたって反対一揆が発生し、政府は軍隊を出動させてこれを鎮圧した。

Q 自由民権運動はどのように展開し、政府はこれにどのように対応したのだろうか。

2 立憲国家の成立

自由民権運動

板垣退助らが民撰議院設立の建白書を提出したことをきっかけに、自由民権論は急速に高まった。

1874(明治7)年、板垣は郷里の土佐に帰って片岡健吉らの同志を集めて立志社をおこし、翌年これを中心に民権派の全国組織を目指して愛

国社を大阪に設立した。これに対して政府側も、時間をかけて立憲制に移行すべきことを決め、1875(明治8)年4月に漸次立憲政体樹立

の詔を出すとともに、立法諮問機関である元老院、最高裁判所に当たる大審院、府知事・県令からなる地方官会議を設置した。元老院では、翌1876(明治9)年から憲法草案の起草が始められた。この間、民権運動家たちが新聞や雑誌で活発に政府を攻撃したが、それに対し

③ 1875(明治8)年初めに、大久保利通と、台湾出兵に反対して下野していた木戸孝允、それに板垣退助の三者が大阪で会談し、木戸の主張を入れて漸進的な国会開設方針が決定した(大阪会議)。この結果、木戸・板垣はいったん政府に復帰した。

④ 元老院の憲法草案は数次の案を経て、1880(明治13)年に「日本国憲法」として完成した。しかし岩倉具視から、反対され、廃案となった。

て政府は1875(明治8)年6月、護謄律・新聞紙条例などを制定して、これをきびしく取り締まった。
新聞・雑誌による政府批判への弾圧

①廃藩置県後に設置された画一的な行政区画である大区・小区をやめ、旧来の郡・町・村を行政上の単位として復活した。府県下の行政区画は、市街地は区、そのほかは郡とされ、郡の下では江戸時代以来の町や村が行政の末端組織とされた。

②地方では府知事・県令の判断で公選制の民会が設置されはじめていたが、この規則で全国的に認めるとともに統一規則を定め、府県予算案の部分的審議権を府県会に与えた。

③府県税や民費などとして徴収してきた複雑な諸税を地方税に統一して、府県財政の確立をはかった。

④1879(明治12)年には植木枝盛の『民権自由論』などの民権思想の啓蒙書も刊行され、運動の広がりに大きな影響を与えた。

⑤土佐の立志社を先駆とする各地の政治結社を政社という。

⑥1881(明治14)年、旧薩摩藩出身の開拓長官黒田清隆が、同藩出身の政商五代友厚らが関係する関西貿易社などに北海道の開拓使所属の官有物を不当に安い価格で払い下げようとしていると報じられ、問題化した。明治十四年の政変で、払下げは中止された。

⑦国民の総意にもとづく民定憲法に対し、天皇が定める憲法をいう。

1876(明治9)年から翌年にかけての士族反乱や農民一揆がおさまると、政府は地方統治制度の整備をはかるため、1878(明治11)年に郡区町村編制法①・府県会規則②・地方税規則③のいわゆる地方三新法を制定した。これにより、府会・県会を通してある程度の民意を組み入れられる地方制度となった。

自由民権運動の中心であった立志社は、西南戦争の最中に片岡健吉を総代として国会開設を求める意見書(立志社建白)を天皇に提出しようとしたが、政府に却下された。また、立志社の一部が西郷軍に加わろうとしたこともあって、運動は一時下火になった。しかし、1878(明治11)年に、解散状態にあった愛国社の再興大会が大阪で開かれた頃から、運動は士族だけではなく、地主や都市の商工業者、府県議員などのあいだにも広まっていった④。

1880(明治13)年3月には前年末の愛国社の第3回大会の呼びかけにもとづいて、国会期成同盟が結成され、同盟参加の各地の政社の代表が署名した天皇宛の国会開設請願書を太政官や元老院に提出しようとした。政府はこれを受理せず、4月に集会条例を定めて、政社の活動を制限した。国会期成同盟は同年11月に第2回大会を東京で開いたが、運動方針について意見がまとまらず、翌1881(明治14)年10月に各自の憲法草案をたずさえて再び会することだけを決めて散会した。散会したあとに、参加者の一部は別に会合をもち、自由主義政党的の結成に進むことを決めた。同年10月に、このグループを中心に、板垣退助を総理(党首)とする自由党が結成された。

1878(明治11)年に政府の最高実力者であった大久保利通内務卿が暗殺されてから強力な指導者を欠いていた政府は、このような自由民権運動の高まりを前にして内紛を生じ、大隈重信はイギリス流の議院内閣制の早期導入を主張し、右大臣岩倉具視や伊藤博文と激しく対立した。たまたま、これと同時期におこった開拓使官有物払下げ事件⑥で、世論の政府攻撃が激しくなった。1881(明治14)年10月、政府は、大隈をこの世論の動きと関係ありとみて罷免したうえで、欽定憲法⑦

制定の基本方針を決定し、
国会開設の勅諭を出して、
1890年に国会を開設すると
公約した。この明治十四年

の政変によって、伊藤博文
らを中心とする薩長藩閥
の政権が確立し、君主権の
強い立憲君主制の樹立に向
けて準備が始められた。

民間でも、さかんに憲法
私案がつくられた。まず、
1881(明治14)年に福沢諭吉
系の交詢社が「私擬憲法
案」を発表したのに続いて、

民権派でも植木枝盛らが数多くの草案を作成した^⑧。同時に民権思想
一般でも、さかんに論争が展開された^⑨。

国会開設の時期が決まると、フランス流の急進的な自由主義をとな
える自由党に対抗して、1882(明治15)年には大隈重信を党首として、
イギリス流の議院内閣制を主張する立憲改進黨が結成された。立志
社・愛国社の流れをくむ自由党が主として地方農村を基盤としたのに
対し、立憲改進黨は都市の実業家や知識人に支持された。

政府側も1882(明治15)年に福地源一郎らを中心に保守的な立憲帝政
党を結成させたが、民権派に対抗できるほどの勢力にはなれず、翌年
に解党した。

自由民権運動の再編

1881(明治14)年に大蔵卿となった松方正
義がきびしい緊縮・デフレ政策をとると
(松方財政)、米・繭などの価格が著しく下落し、深刻な不況が全国
におよんだ。地租は定額金納であったので、農民の負担は著しく重く
なり、自作農の中には土地を手放して小作農に転落する者もあった。

地主は所有地の一部を耕作するほかは、小作人に貸しつけて高率の現
物小作料を取り立て、そのかわり貸金業や酒屋などを営んで、貸金

年代	自由民権運動	政府の動き
1874	1. 民撰議院設立の建白書。4. 立志社創立	
1875	2. 大阪で愛国社結成	1～2. 大阪会議。4. 漸次立憲政体樹立の詔。元老院・大審院設置。6. 第1回地方官会議。讒謗律・新聞紙条例。9. 出版条例改正
1876	(農民一揆激しくなる)	9. 元老院、憲法草案起草
1877	6. 立志社建白(却下)	
1878	9. 大阪で愛国社再興	7. 地方三新法公布
1880	4. 国会期成同盟の請願(不受理)	4. 集会条例
1881	7. 開拓使官有物払下げ事件、問題化。10. 自由党結成	10. 大隈罷免。明治十四年の政変(国会開設の勅諭)
1882	3. 立憲改進黨結成。4. 岐阜事件。11～12. 福島事件	3. 伊藤、憲法調査のためヨーロッパへ出発。立憲帝政党結成。11. 板垣退助ら渡欧
1884	5. 群馬事件。9. 加波山事件。10. 自由党解党。10～11. 秩父事件。12. 大隈、立憲改進黨離脱	3. 制度取調局設置。7. 華族令
1885	11. 大阪事件	12. 内閣制度発足
1886	星亨ら、大同団結を主張	この年、政府、憲法起草に着手
1887	9～12. 三大事件建白運動	12. 保安条例
1888		4. 枢密院設置。6. 憲法草案審議開始
1889	5. 大同団結運動分裂	2. 大日本帝国憲法発布

自由民権運動と立憲体制の成立

⑧ 民間の憲法私案を、現在では「私擬憲法」と総称している。交詢社案は、議院内閣制と国務大臣連帯責任制を定めたものであった。植木枝盛の「東洋大日本国国憲按」は、広範な人権保障、権限の強い一院制議會、抵抗権・革命権などをもった急進的なもので、立志社が発表した「日本憲法見込案」はこれと同系統に属する。このほか、東京近郊の農村青年の学習グループによる五日市憲法草案などもあった。

⑨ 加藤弘之が社会進化論の立場から『人権新説』で民権派の天賦人權論に批判を加えると、馬場辰猪が『天賦人權論』を、植木枝盛が『天賦人權弁』を出して反論した。

①自由民権運動の弱体化をはかる政府の伊藤博文・井上馨らは、ひそかに三井からの費用を出させ、自由党の板垣退助・後藤象二郎らを洋行させた。旅費の出所の疑惑を突いた立憲改進黨が自由党を攻撃すると、自由党側も大隈重信と三菱との関係を暴いて反撃した。

Q ▶ 福島事件や秩父事件がおこった背景として、何があるだろうか。

②福島事件は、県令三島通庸が不況下の農民に労役を課して県道をつくらうとしたことに対して農民が抵抗した事件で、福島自由党は訴訟などで間接に支援したにすぎなかった。しかし三島がこの事件を口実に河野広中らの福島自由党員を大量に検挙したため、自由党の激化事件の最初として知られるようになった。

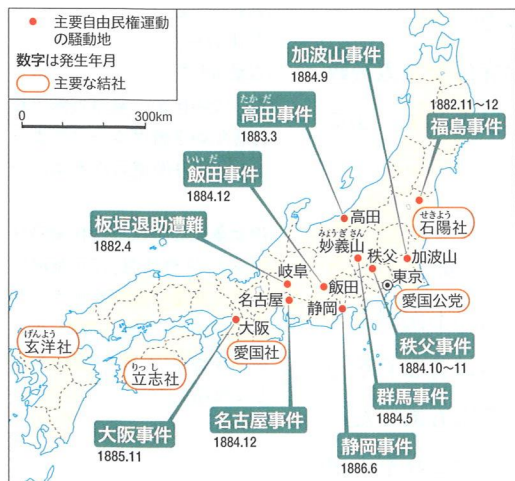
③1882(明治15)年の壬午軍乱(→p.257)のあと、自由党の板垣退助らは、朝鮮国内の金玉均らの改革派を援助し、朝鮮の内政改革を企てた。

のかたに土地を集中していった。また、土地を失った農民が都市に貧民として流れ込み、さらに下級士族の困窮も激しくなって、社会は動揺していった。

松方財政下での農村の窮迫は、自由民権運動にも大きな影響を与えた。運動の支持者であった地主・農民の中で経営難・生活難のため運動から手を引く者が多くなり、また同じ事情から政治的に急進化する者も現れた。

このような中で、政府は1882(明治15)年に集会条例を改正して政党の支部設置を禁止するとともに、自由党の党首板垣退助の洋行を援助するなどの懐柔策もとった。板垣の洋行には自由党内にも批判があり、また立憲改進黨も激しく攻撃したため①、自由民権運動は統一的な指導部を失った。一方、政府の弾圧や不況下の重税に対する反発から、自由党員や農民が各地で直接行動をおこした。1882(明治15)年には**福島事件**がおり、ついで関東および北陸・東海地方で高田事件・群馬事件・加波山事件などの騒擾が続いた。1884(明治17)年には埼玉県秩父地方で、困民党と称する約3000人の農民が急増する負債の減免を求めて蜂起し、多数の民衆を加えて高利貸・警察・郡役所などを襲撃したのに対し、政府はその鎮圧に軍隊まで派遣した**(秩父事件)**。

これらすべての事件を自由党員が指導したわけではなかったが②、



自由党員などの騒擾事件

自由党の指導部は党員の統率に自信を失い、運動資金の不足もあって、加波山事件の直後に解党した。立憲改進黨も党首大隈重信から中心的指導者が離党し、事実上の解党状態におちいった。さらに翌1885(明治18)年には旧自由党左派の大井憲太郎らが、朝鮮に渡ってその保守的政府を武力で打倒しようと企てたことが露見して、大阪で検挙される事件がおこった**(大阪事件)**③。こうした運動の急進化とそれに対する弾圧の繰り返しの中で、自由民権運動はしだいに衰退していった。

しかし国会開設の時期が近づくと、民権派のあ



言論の弾圧 政府は保安条例公布の直後、新聞紙条例を改正して取締りをややゆるめたが、基本的にはかわらなかった。図はフランス人ピゴアの描いたもので、警察官が民権論をとなえる新聞人を取り締まっているところ。(『トバエ』22号、横浜開港資料館蔵)

『国民之友』『日本人』の第1号表紙 1890(明治23)年までの3年間に全国の新聞・雑誌の延べ発行部数は、ほぼ倍増して年間1億9000万部に達した。その半分は、東京で発行された。(日本近代文学館蔵)



いだで運動の再結集がはかられた。1887(明治20)年には、井上馨外務大臣の条約改正交渉の内容が明るみに出ると**三大事件建白運動**が
おこり、旧自由党系と立憲改進黨系の別なく、小異を捨て大同につき、
団結して国会開設に備えようという大同団結の動きが活発になった。

同年末に政府が**保安条例**を公布して多くの在京の民権派を東京から追放したあとも、運動は東北地方を中心に継続し、1889(明治22)年の憲法発布によって政党再建に向かっていった。

こうした動きは、メディアの発達に支えられていた。自由民権運動やアジア情勢・条約改正をめぐる世論が高まる中、政治評論中心の新聞(大新聞)があいついで創刊された。それぞれ独自の政治的主張をもつ大新聞は、国民への政治思想の浸透に大きな役割を果たした。

平民的欧化主義を唱える**徳富蘇峰**らと近代的民族主義を主張する三宅雪嶺・志賀重昂・陸羯南らとのあいだの論争も、新聞や雑誌で繰り広げられた。

日本的な伝統・美意識を強調する**国粋保存主義**を唱えた。

保安条例

第四条 皇居又ハ行在所^(へんざい)ヲ距ル三里以内ノ地ニ住居又ハ寄宿スル者ニシテ、内乱ヲ陰謀シ又ハ教唆シ又ハ治安ヲ妨害スルノ虞アリト認ムルトキハ、警視總監又ハ地方長官ハ内務大臣ノ認可ヲ經、期日又ハ時間ヲ限り退去ヲ命ジ、三年以内同一ノ距離内ニ出入寄宿又ハ住居ヲ禁ズルコトヲ得。

(官報)

① 天皇が行幸する際の宿所。

④ 三大事件とは、地租の軽減、言論・集会の自由、外交失策の回復(対等条約の締結)の3要求を指し、建白書をたずさえた全国の代表者が政府諸機関に激しい陳情運動をおこなった。

⑤ 大新聞は文芸担当者や寄稿家を擁し、近代文学の育成と普及にも貢献した。これに対し瓦版の伝統を引き継ぐ小新聞は、報道・娯楽中心の大衆紙で、戯作文学の復活を助けた。

⑥ 徳富蘇峰は民友社をつくって雑誌『国民之友』を刊行し、政府が条約改正のためにおこなった欧化政策を貴族的欧化主義として批判して、一般国民の生活の向上と自由を拡大するための平民的欧化主義の必要を説いた。これに対して三宅雪嶺や陸羯南らは、同じく一般国民の幸福を重視しながらも、その前提として国家の独立や国民性を重視した。三宅らは**政教社**をつくって雑誌『日本人』を、陸は新聞『日本』を刊行した。

Q▶ 立憲国家の成立によって、国民の立場はどのようにかわったのだろうか。

① 華族を公・侯・伯・子・男の5爵にわけ、内規でそれぞれの資格を詳細に定めた。

② 人口2万5000人以上の都市を市として郡と対等の行政区域とし、従来の町村は大幅に合併されて新しい町村とされた。市長は市会の推薦する候補者から内務大臣が任命し、市参事会が行政を担当した。町村長は無給の名誉職で、町村会で公選された。

③ 郡長および郡参事会を行政機関とし、町村会議員の投票と大地主の互選によって選ばれる郡会を議決機関とした。府県会も郡会議員の投票による間接選挙であった。



詳しく
みてみよう!
大日本帝国
憲法

憲法の制定

政府は、明治十四年の政変の際に、天皇と政府に強い権限を与える憲法を制定する方針を決め、翌1882

(明治15)年には、伊藤博文らをヨーロッパに派遣して憲法調査に当たらせた。伊藤はベルリン大学のグナイスト、ウィーン大学のシュタインらから主としてドイツ流の憲法理論を学び、翌年に帰国して憲法制定・国会開設の準備を進めた。

まず1884(明治17)年に華族令^①を定め、華族の範囲を広げて、旧上層公家・大名以外からも国家に功績のあった者が華族になれるようにして、将来の上院(貴族院)の土台をつくった。ついで1885(明治18)年には太政官制を廃して内閣制度^②を制定した。

これにより、各省の長官は国务大臣として自省の任務に関して天皇に直接責任を負うだけでなく、国政全体に関しても総理大臣のもとに閣議の一員として直接に参画するものとなった。また、宮中の事務に当たる宮内省(宮内大臣)は内閣の外におかれ、同時に天皇御璽(天皇の印)・日本国璽(日本国の印)の保管者で天皇の常侍輔弼の任に当たる内大臣が宮中におかれた。初代総理大臣の伊藤博文は宮内大臣を兼任したが、制度としては府中(行政府)と宮中の区別が明らかとなった。

地方制度の改革も、ドイツ人顧問モッセの助言を得て山県有朋^③を中心に進められ、1888(明治21)年に市

制・町村制^④が、1890(明治23)年には府県制・郡制^⑤が公布され、政府の強い統制のもとではあるが、地域の有力者を担い手とする地方自治制が制度的に確立した。

政府の憲法草案作成作業は、1886(明治19)年末頃から国民に対しては極秘のうちに進められ、ドイツ人顧問ロエスレルらの助言を得て、伊藤を中心^⑥に井上毅・伊東巳代治・金子堅太郎らが起草に当たった。この草

大日本帝国憲法

第一条 大日本帝国ハ万世一系ノ天皇之ヲ統治ス。
第二条 天皇ハ神聖ニシテ侵スベカラズ。
第三条 天皇ハ国ノ元首ニシテ統治権ヲ総攬シ此ノ憲法ノ条規ニ依リ之ヲ行フ。
第四条 天皇ハ公共ノ安全ヲ保持シ又ハ其ノ災厄ヲ避クル為メ緊急ノ必要ニ由リ帝國議會閉会ノ場合ニ於テ法律ニ代ルベキ勅令ヲ發ス。
第五条 天皇ハ陸海軍ヲ統帥ス。
第六条 天皇ハ陸海軍ノ編制及常備兵額ヲ定ム。
第七条 日本臣民ハ法律ノ範圍内ニ於テ言論著作印行使集會及結社ノ自由ヲ有ス。
第八条 帝國議會ハ貴族院衆議院ノ兩院ヲ以テ成立ス。
第九条 國務各大臣ハ天皇ヲ輔弼シ其ノ責ニ任ズ。
第十条 公共ノ安全ヲ保持スル為メ緊急ノ需用アル場合ニ於テ、内外ノ情形ニ因リ政府ハ帝國議會ヲ召集スルコト能ハザルトキハ勅令ニ依リ財政上必要ノ処分ヲ為スコトヲ得。

案は、天皇臨席のもとに**枢密院**で審議が重ねられ、1889(明治22)年2月11日、**大日本帝国憲法(明治憲法)**が發布された。

大日本帝国憲法は、天皇が定めて国民に与える**欽定憲法**

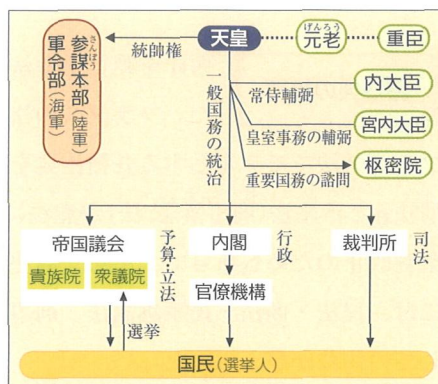
であり、天皇と行政府にきわ**大日本帝国憲法下の国家機構**

めて強い権限が与えられた。神聖不可侵とされた天皇は統治権のすべてを握る総攬者であり、文武官の任免、陸海軍の統帥(作戦・用兵など)、宣戦・講和や条約の締結など、議会の関与できない大きな権限をもっていた(**天皇大権**)。また、このうち陸海軍の統帥権は、内閣からも独立して天皇に直属していた(**統帥権の独立**)。

天皇主権のもと、立法・行政・司法の三権が分立し、それぞれが天皇を補佐することとされたが、種々の制限を設けられた議会の権限と比べると、政府の権限は強く、各国务大臣は個別に、議会にではなく天皇に対してのみ責任を負うものとされた。

帝国議会は、対等の権限をもつ**貴族院**と**衆議院**からなっていたので、**衆議院**の立法権行使は、華族や勅選議員などからなる**貴族院**の存在によって実質的に制限されていた。しかし、多くの制限はあっても、議会の同意がなければ予算や法律は成立しなかったため、政府は議会(とくに衆議院)とのあいだで妥協をはかるようになり、政党の政治的影響力がしだいに大きくなっていった。

一方、憲法上「臣民」と呼ばれた日本国民は、信教の自由や法律の範囲内での所有権の不可侵、言論・出版・集会・結社の自由を認められ、帝国議会での予算案・法律案の審議を通じて国政に参与する道も開かれた。こうして日本は、アジアではじめての近代的立憲国家となった。また、憲法の公布と同時に議院法・衆議院議員選挙法・貴族院令が公布され、**皇室典範**も制定されて、皇位の継承、摂政の制などについて定められた。



④ 憲法・選挙法などの特別な法律・会計・条約などについて、天皇の諮問にこたえる機関として1888(明治21)年に設置され、その後、憲法の第56条により権限が明確化された。

⑤ 政府は、1886(明治19)年に帝国大学令を公布して帝国大学を官吏養成機関として明確に位置づけ、1887(明治20)年には文官高等試験の制を定め、官僚制度の基礎を固めた。

⑥ 憲法で天皇大権と規定されている事項に関する予算については、議会は政府の同意がなければ削減できないと定められ(第67条)、また予算が不成立の場合には、政府は前年度の予算をそのまま新年度の予算とすることができた(第71条)。

⑦ 貴族院は皇族と世襲もしくは互選により選出される華族の議員と天皇が任命する勅任議員からなり、勅任議員は勅選議員と各府県1人の多額納税者議員とから構成された。

⑧ 1876年にはオスマン帝国で憲法が發布されたが、まもなく停止されている。

⑨ 憲法は官報で公布されたが、皇室典範は「臣民の敢て干渉する所に非ざるなり」という理由で公布されなかった。

諸法典の編纂

西洋を範とする法典の編纂は明治初年に着手された。フランスの法学者ボアソナードをまねいて、

Boissonade
1825 ~ 1910

フランス法をモデルとする各種法典を起草させ、1880(明治13)年には刑法^①と治罪法(刑事訴訟法)が憲法に先行して公布された。その後も、条約改正のためあって、民法と商法の編纂を急ぎ、1890(明治23)年には、民法・商法・民事訴訟法・刑事訴訟法が公布され、法治国家としての体裁が整えられた。

これらのうち民法は、1890(明治23)年に大部分がいったん公布されたが、制定以前から一部の法学者のあいだで、家族道德など日本の伝統的な倫理が破壊されるとの批判がおり、これをめぐって激しい議論が戦わされた(民法典論争^②)。この結果、1892(明治25)年の第三議会において修正を前提に施行延期となり、1896(明治29)年と1898(明治31)年に、先の民法を大幅に修正して公布された。こうしてできた新民法は、戸主の家族員に対する絶大な支配権(戸主権)や家督相続制度など、家父長制的な家の制度を存続させるものとなった。

① 天皇・皇族に対する犯罪である大逆罪・不敬罪や、内乱罪を厳罰とする規定が設けられた。

② 1891(明治24)年、帝国大学教授穂積八東は「民法出デ、忠孝ヒブ」という題の論文を書き、ボアソナードの民法を激しく批判した。

Q ▶ 初期議会において、政府と民党はどのような点で対立したのだろうか。

③ 憲法と同時に公布された衆議院議員選挙法では、選挙人は満25歳以上の男性で直接国税(地租と所得税、のちに営業税も加わる)15円以上の納入者とされたため、有権者は全人口の1%強で、中農以上の農民が都市の上層民に限られた。また、被選挙人は満30歳以上の男性で、納税資格は選挙人と同じであった。

④ 第一議会召集時には総議席300のうち、立憲自由党130・立憲改進黨41で、両党で過半数を占めた。当時、立憲自由党や立憲改進黨などの反政府野党を民党、政府支持党を吏党と呼んだ。

初期議会

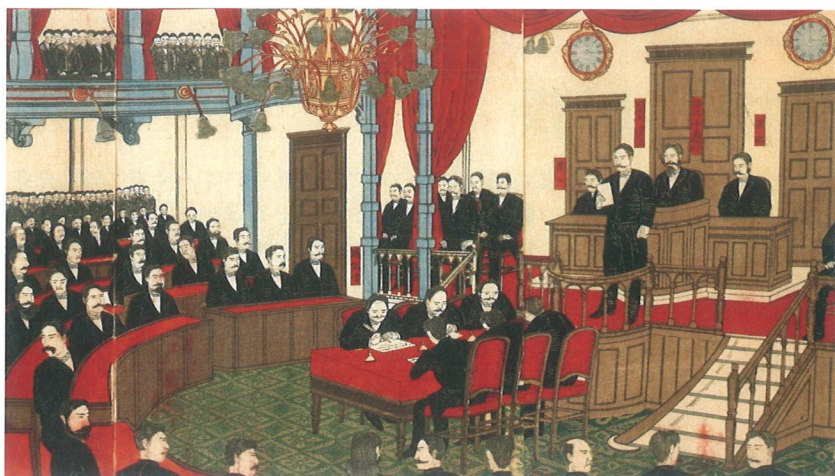
1890(明治23)年におこなわれる日本最初の衆議院議員総選挙^③を前に、旧民権派の再結集が進み、これに対抗する政府側では、すでに憲法発布直後に黒田清隆首相が、政府の政策は政党の意向によって左右されてはならないという超然主義の立

民法

第七百四十九条 家族ハ戸主ノ意ニ反シテ其居所ヲ定ムルコトヲ得ズ。
第七百五十条 家族ガ婚姻又ハ養子縁組ヲ為スニハ戸主ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス。
第九百七十条 被相続人ノ家族タル直系卑属ハ左ノ規定ニ從ヒ家督相続人ト為ル。
一 親等ノ異ナリタル者ノ間ニ在リテハ其近キ者ヲ先ニス。
二 親等ノ同ジキ者ノ間ニ在リテハ男ヲ先ニス。
(官報)

法典名	公布年	施行年
刑法*	1880	1882
治罪法	1880	1882
大日本帝国憲法*	1889	1890
皇室典範		(1889)
刑事訴訟法*	1890	1890
民事訴訟法*	1890	1891
民法*	1890	延期
商法*	1890	1893
(修正)民法	1896・98	1898
(修正)商法	1899	1899

おもな法典の制定(*印は六法)



帝国議会議院の図 1890
(明治23)年の議会開設当時の衆議院の様子を想像して描いたもの。議場での発言を速記録きくろくというかたちで記録し、『官報』号外ごうがいで公開したものはじめての試みであった。

(衆議院憲政記念館蔵)

場を声明していた。しかし旧民権派が総選挙に大勝し、第1回帝国議会(第一議会)では立憲自由党(翌年、自由党と改称)と立憲改進黨などの民党みんとうが衆議院の過半数を占めた④。

第一議会が開かれると、超然主義の立場をとる第1次山県有朋内閣は、予算問題で政費節減・民力休養せいひせつげん みんりよく⑤を主張する民党に攻撃されたが、立憲自由党の一部を切り崩して予算を成立させた⑥。つづく第二議会では、第1次松方正義内閣が民党と衝突して、衆議院を解散した。1892(明治25)年の第2回総選挙に際して、松方内閣は、内務大臣品川弥二郎しながわ 1843~1900を中心に激しい選挙干渉かんしやうをおこなって政府支持者の当選につとめたが、民党の優勢をくつがえすことはできず、第三議会終了後に退陣した。

ついで成立した「元勳総出」⑦の第2次伊藤博文内閣は、民党第一党の自由党と接近し、1893(明治26)年には天皇の詔勅⑧の力もあって海軍軍備の拡張に成功した。しかし、政府と自由党の接近に反発する立憲改進黨など残存民党は、かつての吏党である国民協会で連合し、条約改正問題で政府を攻撃したので⑨、政府と衆議院は日清戦争直前の第六議会まで対立を繰り返した。

⑤ 行政費を節約して地租軽減・地価修正をおこなえ、という主張であった。

⑥ 山県は予算案の説明で、国境としての「主権線」とともに、朝鮮を含む「利益線」の防衛が必要であるとして、陸海軍の増強を力説した。

⑦ 明治維新に功績のあった薩摩・長州出身の政治家(元勳)が多数入閣した。

⑧ 天皇みづから宮廷費を節約して6年間毎年30万円ずつ下付し、また文武官の俸給の10分の1を出させて軍艦建造費に当てるから、議会も政府に協力するようにとの詔勅が出された。

⑨ この連合を対外硬派連合と呼ぶが、そのうち、国民協会を除いた諸会派を中心に、日清戦争後の1896(明治29)年に進歩党が結成された。

第12章のまとめ

問1 日本の近代化に当たって、国内ではどのような意見があったのだろうか。様々な人の立場から考えてみよう。

問2 明治初期に採用された制度や習慣を、現在のものと比較してみよう。どのような類似点・相違点があるだろうか。

問3 日本が近代国家となったのは、いつと考えられるだろうか。また、その理由もあわせて説明してみよう。